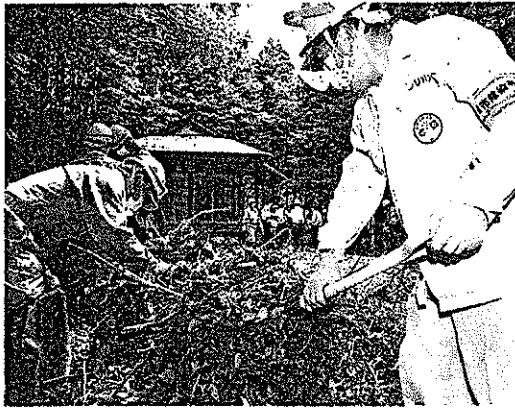


福島除染効果 1万地点超で不明

検査院測定手法改善を要求

東京電力福島第一原発事故の除染を巡り、会計検査院が福島県の十一市町村（帰還困難区域を除く除染特別地域）の空間線量の測定記録のうち約五十六万地点を調べたところ、約2%に当たる約一万三千地点で除染後の数値が前より下回らず、効果



神社の境内に堆積した枯れ葉などを取り除く除染作業。2012年7月、福島県田村市で

の有無を確認できないことが、分かった。検査院は作業から測定までの間隔が長期にわたったり、均一でなかったりした点を問題視し、環境省に改善を求めた。

検査院は福島県を除く九都県で保管する指定廃棄物について調べ、試算の結果、七割超に当たる二万トが放射性物質の濃度が基準を下回るとみられることも判明した。指定が取り消されれば通常の廃棄物と同じ方法で処理が可能になる。

除染効果の検証は二〇一八年度までに測定された約五十六万地点の記録で実施。効果が継続しているかを確認するモニタリングでも、除染後の数値より高い場所が五万地点あった。

除染前と後の測定の間隔が、地点により九十日未満、七百二

十日以上とばらつきがあり、平均二百四十五日も空いていた。検査院は時間の経過や自然現象の影響が大きくなった可能性を指摘している。

環境省は現在、特定復興再生拠点区域でしている除染では、土壌を削った後、早期に線量測定するようにしている。検査院の指摘に「気象や測定条件、誤差などで数値が下回らないことはあり得る。今後も地元の要望などを受け、必要に応じて対応する」としている。

指定廃棄物は、放射性セシウム濃度が一銜当たり八〇〇〇超の国が指定した廃棄物。国に処理責任があり、各自治体で処分する方針になっている。九都県の保管量は一九年度末で約二万七千五百ト。八〇〇〇超以下になれば通常の廃棄物と同じ処理が可能になり、環境省は一六年に指定取り消し要件を定めた

が、解除は進んでいない。